令和５年度　いじめ防止基本方針

青森県立弘前第二養護学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、意欲をもって充実した学校生活を送ることができる、いじめのない学校の実現を目指したい。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

１　いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。

２　いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。

３　いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。

４　いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

これを契機として、全教職員が、児童生徒が発しているサインを見逃すことがないように「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って常に児童生徒と接し、教職員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは決して許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教職員も持つことが前提となる。このことを念頭におき、いじめのない学校の実現を目指し、弘前第二養護学校の「いじめ防止基本方針」を策定した。

１　「いじめ」とは（法令第２条：いじめの定義を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるので、その訴えを真摯に受け止め、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2　いじめを未然に防止するために

〈児童生徒に対して〉

・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
・わかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
・思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、学校生活全般を通して育む。
・「いじめは決して許されない」という認識を児童生徒がもつよう様々な活動の中で指導する。
・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることと同じであることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

〈教職員に対して〉

・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級運営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
・児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが主体的に活動できる授業を日々行うことに努める。
・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む指導の充実を図る。
・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童生徒に示す。
・児童生徒一人一人の変化に気付く、敏感な感覚をもつように努める。
・児童生徒や保護者及び関係機関からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。また、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学部や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

・全教育活動を通して、「いじめは決して許されない」という土壌をつくる。
・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果を教職員全体で共有する。
・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは決して許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・関係機関に対して〉

・児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・関係機関の連携を深めることが大切であることを学校だよりや日々の送迎の機会に伝えて、理解と協力をお願いする。

3　校内体制について

（1）　日常の指導体制（未然防止・早期発見）

校　長・教　頭

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場　　・保護者・関係機関との連携

いじめ防止委員会

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

※定期的に行う。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ防止専門員、その他必要に応じて学部主任、地域支援部主任、養護教諭、関係教諭、医師・警察・学校関係者等が加わる。

【緊急対応】
いじめ対策委員会

【結果報告】
県教育委員会

未　然　防　止

◇学業指導の充実
　・学びに向かう集団づくり
　・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
　・学級活動、ホームルーム活動の充実
◇教育相談の充実
　・児童生徒・保護者との面談の定期開催
◇人権教育の充実
　・人権意識の高揚
◇情報教育の充実
◇保護者・関係機関との連携
　・学校いじめ防止基本方針等の周知
　・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集
　・教員の観察による気付き
　・養護教諭からの情報
　・相談・訴え
　　（児童生徒・保護者・関係機関等）
　・アンケートの実施（定期）
　・面談の定期開催
　　（児童生徒・保護者等）
◇情報の共有
　・報告経路の明示、報告の徹底
　・職員会議等での情報共有
　・要配慮児童生徒の実態把握
　・進級時の引継ぎ

（２）緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

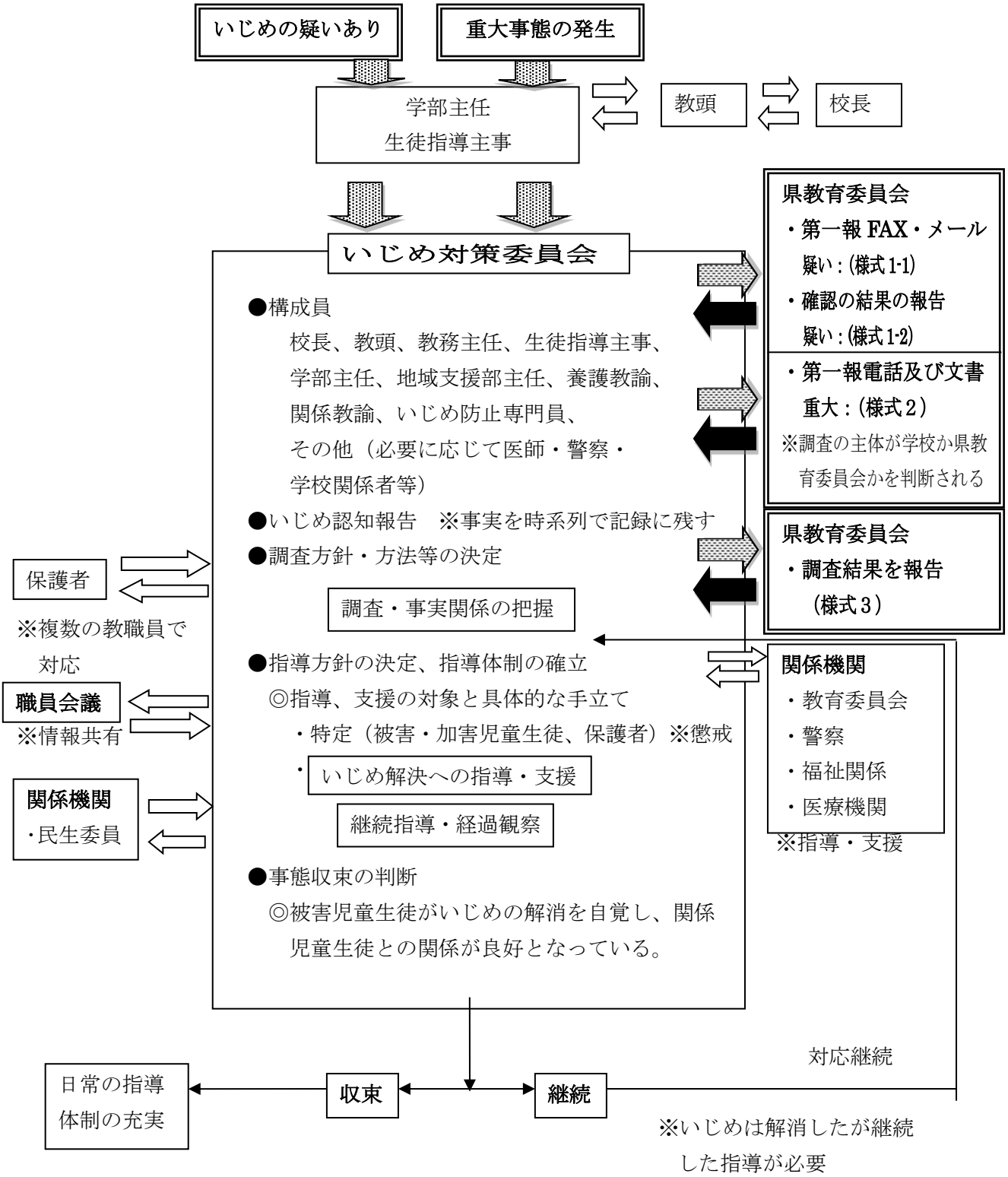

4　いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

（1）緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めるとともに、いじめられている児童生徒や報告した児童生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

（2）いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒のサイン

①いじめられている児童生徒のサイン

いじめられている児童生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

②いじめている児童生徒のサイン

いじめている児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

（3）教室・家庭でのサイン

①教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が児童生徒の些細な変化に気づいたり、廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

②家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

（4）相談体制の整備

相談窓口の設置・周知

（5）定期的調査の実施と評価

①児童生徒・保護者アンケートの実施（児童生徒・年２回、保護者・年１回実施）

②保護者からの聞き取り調査の実施（個別の指導計画の目標及び評価の説明のための個別面談の機会を利用し年２回）

③定期的調査結果の評価（２月に実施、その他必要に応じて）

④アンケート調査の保存

いじめ対策一般（３年間保存）･･･いじめアンケート、個人面談記録等

いじめ調査報告（５年間保存）･･･重大事態の調査に係る記録等

（6）情報の共有

教職員間での情報を共有し、報告を徹底する。また、要配慮児童生徒の実態を把握し、進級時は引き継ぎをしっかりと行う。

5　いじめへの対応

（1）いじめ情報のキャッチ

①本人からの訴え及び保護者、関係施設職員からの情報提供や目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聞き取り等を行い、情報を記録する。

②確認した内容を学部主任、生徒指導主事（ハートフルリーダー)、教頭へ確実に連絡する。

③校長の意を受け、ハートフルリーダーは、早急に「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの調査認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

（2）児童生徒への対応

①いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

②いじめている児童生徒への対応

「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

（3）関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

（4）保護者への対応

事実関係を確実に伝え、同様のいじめが二度と起こらないようにするために、学校での指導や家庭での対応の仕方について共通理解を図る。

（5）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①県教育委員会との連携

②警察との連携

③福祉関係との連携

④医療機関との連携

6　ネットいじめへの対応

（1）ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶(おとし)める行為をする掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（2）ネットいじめの予防

①保護者への啓発

②情報教育の充実
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

（3）ネットいじめへの対処
①ネットいじめの把握
②不当な書き込みへの対処

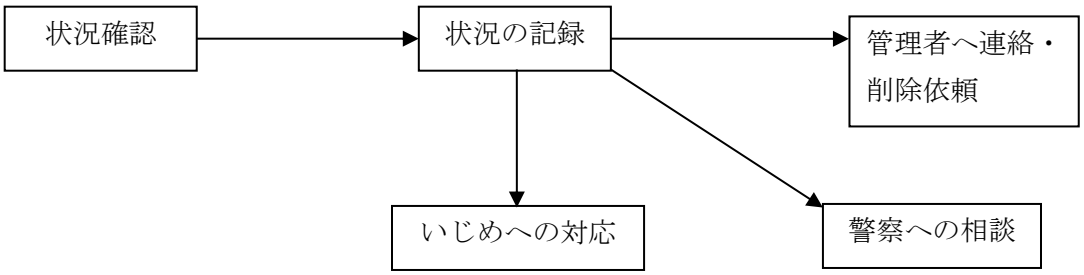

7　いじめの解消
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
（1）いじめに係る行為が止んでいること
（2）いじめを受けていた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

8　重大事態への対応
（1）重大事態とは
①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

（2）重大事態の発生と調査
いじめの重大事態については、青森県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省)」により適切に対応する。

（3）重大事態の報告
重大事態が発生した際は、県教育委員会の定める手続きに従い、速やかに県教育委員会に報告する。

（4）児童生徒や保護者からの申立て
児童生徒、保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たり、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

組織としてのいじめ対応の流れ

青森県立弘前第二養護学校

いじめ情報

①　情報を集める

●教職員、児童生徒、保護者、関係機関職員、その他から**「いじめ対策委員会」**に情報を集める
・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

②　指導・支援体制を組む

●**「いじめ対策委員会」**で指導・支援体制を組む
学級担任等、養護教諭、生徒指導主事（ハートフルリーダー）、学部主任、地域支援部主任、教務主任、管理職、関係教諭、その他（必要に応じて医師・警察・学校関係者等で役割を分担）

③-Ａ　子供への指導･支援を行う

●いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、関係機関職員等）と連携し、寄り添える体制をつくる
●いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるように指導するとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む
●いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導するとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-Ｂ　保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

●　常に状況把握に努める
●　随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応